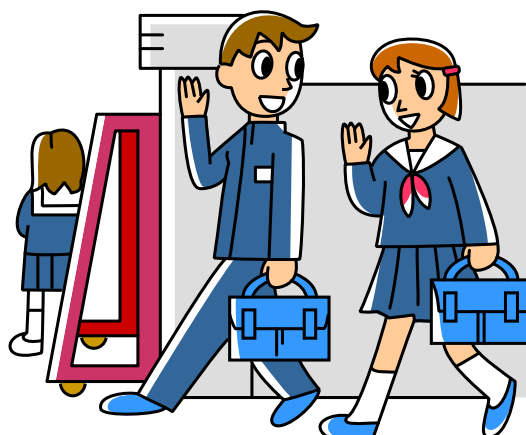
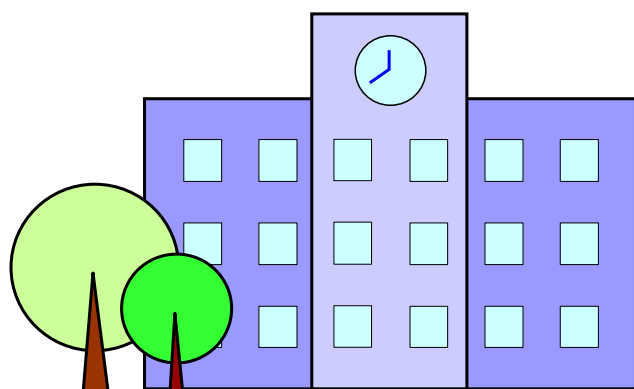


令和7年度

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止・解消に向けて

・・・いじめ問題への取組について



長浜市立東中学校

～いじめに関する基本的認識と取り組みのポイント～

1 はじめに

いじめは、理由の如何に関わらず、「人間として絶対に許されない行為」であり、命に関わる最重要問題であることや人権侵害の問題であることを全職員が真摯に受け止め、徹底して取り組む教育的課題である。

さらに「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起りうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「いじめ防止基本方針」を策定する。

対応については、早期発見・早期対応を図る必要があり、関係機関と連携をとりつつ、被害生徒の支援を第一に考え、問題を抱える生徒一人ひとりに応じた指導、支援を積極的に進めていく。

《 大原則 》

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こりえる

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注1)「一定の人間関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注2)「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(注3)いじめに当たるか否かの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

3 いじめの種類(文部科学省の分類による)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談、通報の上、連携した対応を取る。

4 いじめについての理解

「弱いものをいじめることは、人間として絶対許されない」

- ・日頃から毅然とした態度をもって「いじめは絶対許されない」「いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめを助長することになる」ことを指導する。
- ・いじめを大人に伝えることは、いじめ防止に繋がる正しい行為であることを認識させる。
- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせることをしっかり理解する。

「いじめを受けている生徒の立場に立った親身な指導を行う」

- ・生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に察知するように務める。
- ・いじめられている生徒や、いじめを告げたりすることによって、自分がいじめを受けるかもしれないと思っている生徒を徹底して守るという強い意志を、教師が言葉と態度で示す。
- ・いじめで悩んでいる際、必ず友人・家族・教師に相談するように訴えていく。また、自傷や命を粗末にする行為が絶対あってはならないことを伝え続ける。

「いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある」

- ・冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚でいじめに及んでいることもあり、受けている生徒との意識に大きな差が見られる場合がある。相手の立場に立って物事を考えられるように指導していく。
- ・何らかの理由があるからいじめを行うなどと、自分を正当化する間違った認識のもとにいじめ行為が行われることがある。その間違った認識を正し、如何なる理由があってもいじめは絶対許されるものでないことを徹底して指導していく。

「いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である」

- ・個性や差異を尊重する姿勢やその基礎となる価値観を育てる指導を推進していく。
- ・道徳教育や学校活動全般を通してかけがえのない命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、指導していく。

「いじめは家庭・学校・関係機関・地域が連携して取り組む問題である」

- ・生徒の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携を図り、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす。
- ・家庭、地域に生徒へのSOSをキャッチするべく協力依頼をしていく。
- ・保護者等からのいじめに関する学校への情報に対して、誠意を持って対応していく。

～いじめの未然防止に向けて～

1 いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「いじめを許さない学校・学級の雰囲気をつくる」ことが必要である。善悪の判断を認識できる力を育て、当たり前のことを当たり前に行っていく健全な学校・学級状態をつくっていく。(凡事徹底)
- いじめは絶対許されないものであることを徹底させ、いじめをはやしたてたり、傍観したりすることもいじめ同様に許されない行為であることを認識させる。

- ②学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友人との信頼関係の大切さや、生きることの素晴らしさ、喜び等について生徒が心から価値意識を感じるように指導していく。(友愛の心)特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、指導の充実を図り、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるような居場所作りやすべての生徒に活躍の場を設け、その活動の中で互いの良さを認め合えるような絆づくりを積極的に推進していく。

- ③学級活動や生徒会活動を通していじめ問題にどう関わっていけばよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

2 いじめの未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実を図る

- ・学級のルールや規範を定め、規律ある学級がつくれるようにする。生徒が守れるように継続的な指導を行い、改善に向けて毅然とした指導を徹底することが重要である。(凡事徹底)
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。(人権侵害に当たる言葉を見逃さない)
- ・定期的に行ういじめのアンケート調査や担任が中心となって行う教育相談でいじめの訴えや、また、朝の健康観察で欠席、遅刻、早退や体調不良の様子から実態把握を行い、いじめの兆候を見逃さない。
- ・学級担任として定期的に自らの学級経営を見つめ直す機会を持ち、改善を図っていく。
- ・学級での話し合い活動を活発化させ、学級でいじめがないかどうかを見ていく。

②授業中における生徒指導の充実

- ・「自己存在感」や「自己有用感」のある授業づくりをすすめる。
- ・「わかる授業づくり」をすすめて、すべての生徒が参加・活躍できる授業工夫をする。
- ・音楽チャイムを守って着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などを行う。(学級活動の中の立腰タイムの徹底)
- ・気軽に教師同士の授業参観を行い、互いの授業について参観しあう機会を設け、気がついたことを助言し、自分の授業以外の生徒観察に努める。

③人権教育・道徳授業の充実

- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げ、
ることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない授業を工夫する。
- ・生徒が達成感や自己有用感、感動、人間関係が深まるような企画や工夫を行う。

④生徒会活動の工夫

- ・生徒会の企画・発案によって「いじめ防止」の訴えやいじめ撲滅キャンペーンを積極的に図っていく、生徒のいじめ防止に関する意識を高める。

⑤情報・モラル教育の充実

- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等を使って、インスタグラム・ライン・ツイッター等の SNS への悪質な書き込み、写真や動画の掲載を行ったりすることが急増している。情報教育の授業や道徳、学級活動を通して情報モラルや情報リテラシーの育成に取り組む。

⑥特別な支援を必要とする生徒へのいじめを防ぐ

- ・特別な支援を必要とする生徒に対する冷やかしからかい等のいじめ行為の発生を防止するため、スクールカウンセラーなどの専門職の指導や助言を仰ぎ、教職員間で発達障害の理解や共通認識を行い、周りの生徒への指導、本人への配慮を工夫していく。

⑦校内研修の充実

- ・「基礎学力の向上」や「自主的、主体的、対話的な授業」を目指す。姿勢を正しくすることにより話を聴く力が付く立腰タイムの実施を行う。
- ・長期休業時に講師を依頼し、教師のいじめ防止の理解に関する人権意識の向上や学習の場とする。

⑧SCやSSW、その他の専門機関の活用

- ・人間関係で相談ができる臨床心理の専門家として、日頃からSCの助言を仰ぐ。
- ・SCが校内委員会に参加し、教師、養護教諭、生活指導主事などとの連携、情報共有を図る。

～いじめの早期発見に向けて～

1 いじめを発見する手だて

①教師と生徒との日常の交流にアンテナを高くして発見する

- ・休み時間や昼休み、放課後の機会に、気になる様子に目を配る。生徒同士の何気ない会話にもアンテナを高くして察知する。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教師から声をかける。
- ・学級日誌や生活の記録を通して、気になる記述がないかどうか気を配る。

②複数の教師の目による発見

- ・教科の授業担当、部活動顧問など教育活動全般を通して、多くの教師が関わり、発見の機会を多くする。
- ・養護教諭や教育相談担当教員にいじめの悩みを打ち明けるケースも高い。連携を密にする。
- ・次の時間が空き時間の教師は、次の授業の教師が来るまで、教室か廊下で待機しておいて生徒の様子を伺う。授業者は早く教室の方へ移動して生徒の様子を観察する。
- ・休憩時間が長い昼休みに、担任は教室で生徒間の様子を伺い、フリーの教師は廊下や校舎外の巡回を行って異変がないかどうかを観察する。

③教職員間の情報交換

- ・遊びやふざけなどのように見えるものの気になる様子があれば、5WIH(いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように)を職員間で共有できるような記録を残す。
- ・気になる事象を発見したら、自分だけで解決しようと思わず、まずは担任や学年主任、そして生徒指導主事、管理職などへの報告を行う。
- ・学級内の人間関係を学級に入っている他の教師で観察し、感じたことが出てきたときは、担任に積極的に伝えていく。
- ・教師用のチェックリストで生徒の様子を定期的に把握しておく。

④教育相談を通した実態把握

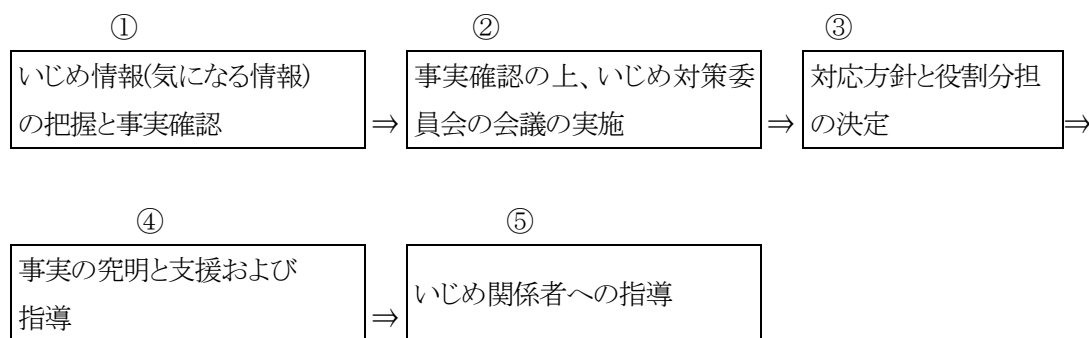
- ・どの学年も6月下旬～7月上旬、11月下旬～12月上旬、2月下旬～3月上旬に定期的な3回の教育相談を実施するとともに、いつでも生徒からの相談を受け入れられる体制があることを伝える。
- ・生徒の話を聞くことを中心に教師が話しすぎない。たくさん話ができる雰囲気づくりをする。
- ・担任以外の教師との教育相談を実施することも有効と考える。
- ・内容次第では、スクールカウンセラー(SC)スクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門的な助言を得る。
- ・生徒は生徒用悩みアンケート用紙に答え、教師の参考資料とする。

2 いじめを訴えることの意義と手段

- ①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる」ことを指導し、徹底する。
- ②学校における「いじめ相談」への対応について生徒や保護者、地域に伝える。
 - ・担任はもとより、養護教諭ほか、話しやすい教師に伝えて良いことを知らせる。
 - ・スクールカウンセラー等への相談申し込みの仕方を生徒、保護者に伝える。
 - ・いじめ悩み相談の関係機関のカード配布を行い、何か学校や家庭に伝えられないことがあったら連絡を入れるように奨励する。
 - ・地域の会議などで、学校職員が参加する機会を見付けて、いじめの兆候や現場を見つけたら学校への連絡をお願いする呼びかけを行う。

3 いじめの発見から解決まで

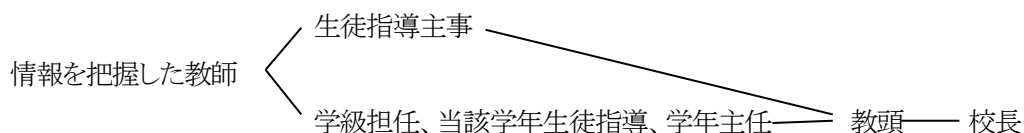
(1)発見から指導、組織対応の展開



①いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

〈情報の把握〉

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・いじめが疑われる言動を目撃 | ・生徒・保護者からの訴え |
| ・アンケート調査への回答 | ・教師からの情報 |
| ・生活の記録や、提出プリントから気になる言葉を発見 | |



〈事実確認〉

- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒・関係生徒から事情を聴く
- ・生徒指導主事や管理職への報告や学校としての組織対応と同時進行で行う。
- 〈担任や当該学年生徒指導、学年主任、関係教師を中心に事情を聴く〉

②いじめ問題防止対策委員会の編成

☆事実確認と並行して、いじめ問題防止対策委員会を開き、いじめ事案への対応と方針を協議する。

《いじめ問題防止対策委員会》

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学年生徒指導、
学級担任、教育相談担当

☆学級の中や他学年との間で発生したり、他校生との間や部活動での発生など多岐にわたるケースが
考える。基本的には上記のメンバーであるが、事案により柔軟にメンバーを編成する。

③対応方針と役割分担の決定

☆情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の様子(学級・部活動)

☆対応方針

- ・事情聴取は2名体制が望ましい。
- ・緊急度の確認「自殺のおそれがある」「自傷行為が見られる」「不登校に陥る」「脅迫されている」「暴行を受けている」などの生命、心身若しくは財産に被害が生じている、またはその疑いがある事案や被害生徒、または保護者の加害者側への意向を考慮し、いじめが犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、学校設置者とも連絡を取り、所轄警察署に相談・通報を行い、適切に対処する。

☆役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と支援担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援および指導方法

- ・いじめの状況、きっかけをじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいた者、いじめを行った者の順に行う。また、事実の究明を大切に、支援・指導に力点を置いた対応を心がける。
- ・いじめを受けている生徒や、周囲にいた生徒から話を聞くときは、まわりの目につかないような場所や時間帯で行うように配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に事情聴取を行う。
- ・関係者からの話に食い違いがないかどうか、確認しながら進める。
- ・情報提供者の秘密を厳守し、報復行為が起こらないように細心の注意を払う。
- ・聴取を終えた後は、教師が保護者に直接説明を行う。事案の内容や生徒の様子により自宅まで連れて帰るような配慮をする。

⑤いじめ関係者への指導

※いじめを受けている生徒への対応

基本姿勢	・如何なる理由があっても、いじめられた生徒の立場に立ち、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せずに、時間をおいてから再び起こり得ることを想定しながら、支援を継続する。
事実の確認	・担任を中心に、生徒が話しやすい教師等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや悲しさ、辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめは絶対に許さないことを訴え、今後の指導の仕方を伝える。 ・自分に自信が持てるように、生徒の良さや優れているところを認め、励ましていく。 ・いじめの状況を判断し、いじめを行った生徒とのこれからの関わり方や、行動の仕方を具体的に指導していく。 ・学校は簡単に解消したとは判断していないことや、再び起こることがないかどうかを継続して見ていくことを伝える。いつでも信頼できる先生に話をしても良いことを伝え、また、いじめの相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導や励ましはしない。 ・いじめ解消に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて話を行い、理解を促す。
経過観察等	・生活の記録の交換や教育相談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるように、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との人間関係を支援する。

※いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	・いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に関しては毅然とした指導をする。 ・自分が行ったことを冷静に判断させ、どうすべきだったのかを猛省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、教育的な配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	・一方的な指導から入るのではなく、教師は中立の立場で、しっかりとした事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入り、決して嘘やごまかしのない事実確認を行う。

支援	・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みが理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後どうしたらよいかを考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 ・いじめの状況が犯罪行為に認められると対策委員会で判断した場合、市の教育委員会と協議し、出席停止措置を講じたり、警察機関の協力を求め、厳しい対策を取ることも必要である。 ・出席停止措置を講じた場合、その後の展望について指導プログラムを作成し、適切な指導を行うことが大切である。また、教育委員会や保護者との間で十分な共通理解、連携を図る。
経過観察等	・生活の記録の交換や教育相談を定期的に行い、教師との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業、学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを引き出させていく。 ・まわりと円滑な人間関係が結べているか絶えず見ていき、特にいじめた生徒への対応はどうかを注意深く観察する。

※傍観したり周囲にいたりした生徒の対応

基本指導	・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。学年集会等を開き、訴えていく。 ・いじめの問題に教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	・いじめを報告することは、正しい行為であり、困っている人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを報告したことにより、自分がいじめの対象になるかもしれないと思っている生徒に教師が徹底して守り通すことを約束する。
支援	・周囲ではやし立てた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを受け止めさせる。 ・いじめを受けていた生徒が、傍観していた生徒をどのように思っていたかを考えさせ、そして、これからはどうしていけばよいのかを深く考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。その意見を参考にどこがどう悪かったのかを分析する
経過観察等	・学級活動や学校行事の取り組みを通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、アンテナを高くして継続した指導を行っていく。

(2)保護者との連携

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた生徒を徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの事実確認がはっきりとするまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を控えてもらうように願う。
- ・指導が一旦すんだ後でも、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。少なくとも3か月後に面談等により本人および保護者に確認する。
- ・電話でのやりとりでは真意が伝わらないことが多いので、必ず会って話をする。

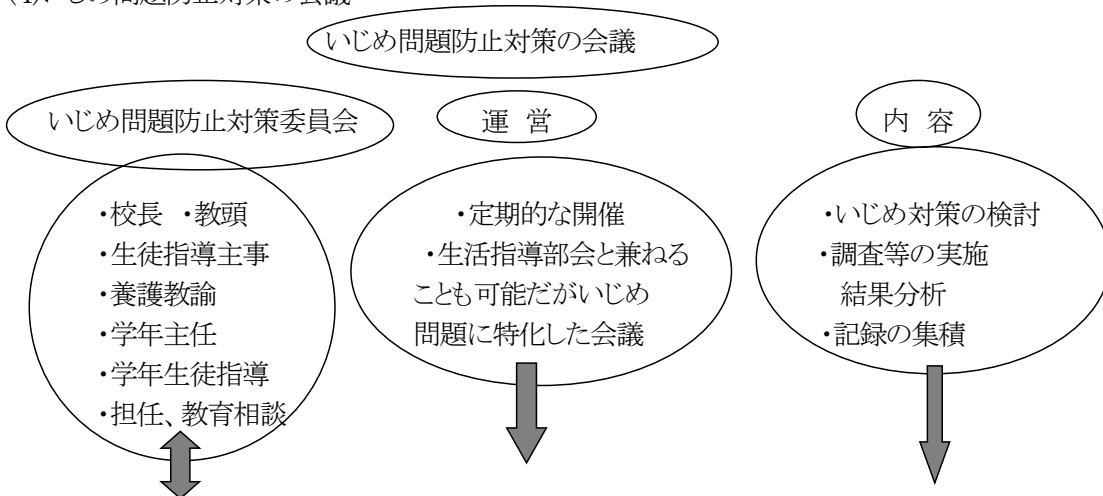
②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めてもらえなかったり、学校の指導を受け入れてもらえない保護者については、あらためて事実確認と指導方針、教師の生徒に対する思いを示し、理解を求める。

(3)組織対応の基本的な考え方

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ問題については、特化する委員会を作る。
- ③各学級で起きていることをいじめ対策委員会や職員会議等で共有化し、学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

(4)いじめ問題防止対策の会議



関係機関 ・教育委員会 ・警察、児童相談所 ・家庭児童相談所 ・医療機関等
--

校内研修 ・授業改善 ・教育相談研修 ・いじめ問題の防止 対策に関する研修
--

道徳・特活部会 ・いじめの未然防止 に向けた授業 ・生徒の自治的、 自発的諸活動
--

☆いじめの実態把握のため

- ・生徒向け全校一斉アンケートの実施
- ・緊急の教育相談の実施

※学級の中や他学年との間で発生したり、他校生との間や部活動での発生など多岐にわたるケースが考えられる。事案により柔軟にメンバーを編成する。

※校内研修を中心として、学力向上、わかりやすい授業の研修を行っていく。それに伴って、講師を招聘しての研究授業や教師間の授業参観を行う。また、SNSの普及に伴う青少年の課題や教職員として、いじめ問題への留意点について研修を行う。

※授業の交流によって、授業改善の工夫や生徒の様子をより理解できると思われる。

※生徒個々のチェックリストを行い、様子を把握し、必要とならばいじめ対策委員会の場にかける。

※教師の指導を確認するため、定期的にチェックリストを行って、指導の再確認を行う。

いじめ防止に関わる年間計画(1年)

年度初め	※職員会議・職員研修 ・教職員全員で、いじめ問題防止対策について共通理解をする。
4月	※学級、学年開き ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。
4月中旬 ～ 6月上旬	※校外学習 ・校外学習を通して、集団での役割を果たし、集団での行動やルールを守ることにより、周りへの協力や思いやりの心を育む。
5月	※家庭訪問 ・中学校生活で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫かなど親身になって話を聴く。少しでも異変の兆候があれば、学校に持って帰り、相談する。
6月下旬 ～7月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。
夏季休業	※学年会 ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
9月	※体育大会 ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
9月～10月	※文化祭(東風祭) ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
11月下旬 ～12月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、今現在困っていることや悩んでいることがないかど

冬季休業	うかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。
2月上旬 ～3月上旬	・保護者にも学校評価アンケートを配布する。 ※学年会 ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。 ※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。春季休業中の現状分析にも活用する。

いじめ防止に関わる年間計画(2年)

年度初め	※職員会議・職員研修 ・教職員全員で、いじめ問題防止対策について共通理解をする。
4月	※学級、学年開き ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。
5月	※家庭訪問 ・新しい学級で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫か、進路に対する不安はないかなど親身になって話を聴く。少しでも異変の兆候があれば、学校に持って帰り、相談する。
6月	※職場体験学習 ・自分が働くことによって厳しさや成就感を受けることができる。厳しい規律をしっかりと守ることで学校生活の習慣に生きる。また、自分の夢の目標になるよう真剣に取り組ませる。
6月下旬 ～ 7月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。
夏季休業	※学年会 ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
9月	※体育大会 ・中堅学年として行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
9月～10月	※文化祭(東風祭) ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
11月下旬 ～12月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。
冬季休業	※学年会 ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
2月上旬 ～ 3月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。春季休業中の現状分析にも活用する。

いじめ防止に関わる年間計画(3年)

年度初め	※職員会議・職員研修 ・教職員全員で、いじめ問題防止対策について共通理解をする。
4月	※学級、学年開き ・学校・学年・学級内の規律やルールを学び、担任はいじめは絶対に許さないことやいじめに対しては断固たる措置をとることを訴えていく。
4月～5月	※修学旅行 ・仲間とともに中学校生活の思い出を作らせる。 ※家庭訪問 ・新しい学級で困ったことが起きていないか、人間関係は大丈夫か進路に対する不安はないかなど親身になって話を聴く。少しでも異変の兆候があれば、学校に持って帰り、相談する。
6月下旬 ～7月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。夏季休業中の現状分析にも活用する。
夏季休業	※学年会 ・1学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
9月	※体育大会 ・最高学年として行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
9月～10月	※文化祭(東風祭) ・行事の成功に向け、周りと楽しく取り組み、自分に与えられた役割を果たし、自己肯定感の場とする。教師サイドで活躍する場の設定を行う。
11月	※進路懇談会 ・自分の進路に関して具体的な道を探る。十分話し合いを持ち、これからの頑張りに期待し励ましていく。また、将来への夢を持って学習させる。
11月下旬 ～12月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。冬季休業中の現状分析にも活用する。 ・保護者にも学校評価アンケートを配布する。
冬季休業	※学年会 ・2学期の現状を分析し、多岐にわたる事案についての見直し。
2月上旬 ～ 3月上旬	※教育相談 ・悩みアンケート用紙を参考に、進路を含み、現在困っていることや悩んでいることがないかどうかを親身になって聞く。話しやすい先生でも構わないことを伝える。

4 付帯

- ・このいじめ防止基本方針は、毎年度見直しを行うものとする。